

# 福岡県公報

令和元年12月20日  
第 65 号

## 目次

### 告示 (第513号 - 第525号)

○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金(滞納者分)の債権回収業務委託に係る告示	(児童家庭課)	4
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
<b>公 告</b>		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7

○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免状等に関する条例に基づく災害の指定	(消防防災指導課)	8
○土地区画整理組合の解散の認可	(都市計画課)	8
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	8
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	10
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	14
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	14
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	14
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	15
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	15
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	15
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	15
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	15
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	16
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	16
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	16
○建設業の許可の取消し	(建築指導課)	16
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	17
<b>公安委員会</b>		
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	17

## 告 示

福岡県告示第513号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

1 起業者の名称

福岡市

2 事業の種類

福岡市飯倉中央公民館等複合施設改築事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県福岡市早良区飯倉三丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館」及び同条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

公民館は社会教育法第21条第1項の規定により「市町村が設置する」こととされており、また、老人いこいの家は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定する普通地方公共団体が設置する公の施設に該当するため、福岡市は本件事業を施行する権能を有する主体であると認められる。

また、福岡市は令和元年度一般会計予算により既に財源措置を講じていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、福岡市が同市早良区飯倉三丁目地内において、福岡市飯倉中央公民館（以下「飯倉中央公民館」という。）及び福岡市立飯倉中央老人いこいの家（以

下「飯倉中央老人いこいの家」という。）の複合施設を建設するものである。

飯倉中央公民館は、平成4年度に建設された公民館で、現行施設規模基準の公民館に比べて施設規模が劣っているほか、玄関に段差があり、自動扉やエレベーターも未整備であるなど、施設のバリアフリー化がなされておらず、福岡市福祉のまちづくり条例（平成10年福岡市条例第9号）の基準を満たしていないため、機能的に不十分であり、公民館活動に支障を来している状況にある。

さらに、飯倉中央老人いこいの家は、昭和58年度に建設された軽量鉄骨プレハブ造の建物であるが、老朽化が著しい上に狭隘であり、飯倉中央公民館と同じくバリアフリー化がなされておらず、また、同公民館と離れた位置に建設されているため、校区活動への参加や世代間交流活動等、地域と連携した活動が十分に行われていない状況にある。

そこで、福岡市においては、両施設の改築の時期が重なったこと、土地の有効利用及び各施設の相互利用が図られることなどに鑑み、両施設を複合化した施設を整備することとしたものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、各種の社会教育活動及び高齢者福祉活動を積極的に推進することにより、生活文化の振興、社会福祉の増進、地域住民相互間の連帯意識の高揚等に大きな効果を上げることができ、また、両施設の相互利用が図られるほか、災害の際の一時避難所としての機能を兼ね備えた飯倉中央校区のコミュニティ活動の拠点施設として、今後の地域活性化の展開の中心となることも期待できるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は確認されておらず、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、住民の利便性、環境、事業費の面等3案について検討を行った上で、住民の利便性が高く、環境が良好であり、災害の際の一時避難所としての機能を兼ね備え、事業費も3案中最小となる、社会的、経済的及び技術的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、両施設ともに住民の利用に支障を来しており、住民からも改築等の要望が出されていることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、福岡市から申請のあった福岡市飯倉中央公民館等複合施設改築事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

福岡市早良区役所（地域支援課）

福岡県告示第514号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
----------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------	----

飯 塚 県道	飯 塚 福 間 線	前	飯塚市大字川津766番2先から飯塚市大字幸袋56番2先まで	19.0 ～ 86.0	2,590.0	うち一般国道200号重用延長L=1.5 20.0メートル
		後	飯塚市片島二丁目766番2先から飯塚市幸袋56番2先まで	19.0 ～ 86.0		

福岡県告示第515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年12月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯 塚	飯 塚 福 間 線	飯塚市片島二丁目766番2先から飯塚市幸袋56番2先まで

福岡県告示第516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	一般 国道	200号	前	飯塚市大字鯉田2219番3先から 飯塚市大字川島274番1先まで	22.0 ～ 64.0	580.0
			後	飯塚市鯉田2219番3先から 飯塚市川島274番1先まで	22.0 ～ 59.0	580.0

**福岡県告示第517号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年12月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯 塚	200号	飯塚市鯉田2219番3先から 飯塚市川島274番1先まで

**福岡県告示第518号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 委託先 N T S 総合弁護士法人
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号

**3 委託期間 令和元年11月18日から令和2年3月31日まで****福岡県告示第519号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和62年6月22日農林水産省告示第745号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第520号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和61年6月5日農林水産省告示第875号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第521号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

八女市星野村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第522号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成3年9月9日農林水産省告示第1160号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第523号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

田川郡川崎町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備



3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第524号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年12月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	442号	八女市矢部村北矢部9479番1先から 八女市矢部村北矢部9479番3先まで

**福岡県告示第525号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年12月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	浮羽 草野線 久留米	久留米市草野町矢作516番9先から 久留米市草野町矢作517番2先まで

**公 告**

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡新宮町大字上府字形貝615番5、615番9から615番14まで、615番16、615番18から615番23まで及び618番3並びに字新徳649番1から649番7まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市南区桧原七丁目56番17号  
株式会社サン・プラザホーム  
代表取締役 吉川 元美

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
(第2工区) 糟屋郡新宮町大字立花口字石切146番33から146番35まで並びに大字的野字穴釜35番2、35番3、36番、45番1、45番3、45番5から45番7まで、45番9か

ら45番11まで、45番48、46番及び47番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡新宮町大字立花口146番地

公益財団法人新宮霊園

代表理事 新井 康夫

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉郡筑前町下高場字若草3620番1及び3620番4から3620番22まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区古門戸町5番1号

株式会社C & C

代表取締役 行武 忠孝

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により大牟田市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小 川 洋

大牟田都市計画道路の変更（令和元年11月14日大牟田市告示第151号）

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町大字吉原字棚ヶ元529番2及び529番7

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡志免町大字吉原529番1

学校法人光摂学園

理事長 村木 義富

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡須恵町大字須恵字壺番田156番170、156番172から156番203まで及び156番205から156番210まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区松島六丁目6番33号

株式会社よかタウン

代表取締役 野島 幸司

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字与原字葉山1703番、1704番、1705番1、1706番1及び1707番

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉南区下貫四丁目8番14号

伊地知 輝彦

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字南原字長倉1567番1及び1567番5から1567番8まで

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡苅田町神田町一丁目4番地15

臨海商事有限会社

代表取締役 渡邊 剛

**公告**

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）第2条の規定に基づき、次の災害を同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定したので、これを公示する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

## 1 指定した災害

令和元年台風第19号による災害（令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第129号）第1条に規定する令和元年台風第十九号による災害をいう。）

## 2 指定の有効期間

令和元年10月18日から令和3年10月17日までの間

## 3 指定した日

令和元年10月18日

**公告**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定に基づき、筑紫野市東町土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により次のように公告する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

## 1 組合の名称

筑紫野市東町土地区画整理組合

## 2 事務所の所在地

筑紫野市紫七丁目7番5号

## 3 設立認可の年月日

平成29年12月25日

## 4 解散認可の年月日

令和元年12月11日

**公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡武道館外7施設電力供給

糸島警察署外12施設電力供給

東警察署外12施設電力供給

中央警察署外11施設電力供給

## 2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに



該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ I S O9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和2年1月20日（月曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

ア 福岡武道館外7施設電力供給

イ 糸島警察署外12施設電力供給

ウ 東警察署外12施設電力供給

エ 中央警察署外11施設電力供給

(2) 契約の内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

ア 令和2年5月1日から令和3年4月30日まで

イ 令和2年6月1日から令和3年5月31日まで

ウ 令和2年6月1日から令和3年5月31日まで

エ 令和2年6月1日から令和3年5月31日まで

(4) 供給場所

ア 福岡武道館（福岡市中央区大濠一丁目1）

射撃場（福岡市西区今宿上の原4番地1）

警備員教育センター（北九州市門司区小森江三丁目9番1号）

自動車整備工場（糟屋郡久山町大字久原2780番地3）

福岡試験場（福岡市南区花畑四丁目7番1号）

北九州試験場（北九州市小倉南区日の出町二丁目4番1号）

筑豊試験場（飯塚市鶴三緒1518番地1）

筑後試験場（筑後市大字久富1135番地2）

イ 糸島警察署（糸島市前原中央一丁目6番1号）

宗像警察署（宗像市東郷一丁目2番2号）

福岡空港警察署（福岡市博多区大字下白井782番地1）

折尾警察署（北九州市八幡西区光明一丁目6番6号）

門司警察署分庁舎（北九州市門司区西海岸一丁目1番5号）

豊前警察署（豊前市大字荒堀535番地1）

嘉麻警察署（嘉麻市大隈町418番地3）

小郡警察署（小郡市大板井234番地1）

うきは警察署（うきは市吉井町343番地3）

筑後警察署（筑後市大字山ノ井338番地）

八女警察署（八女市本町465番地）

柳川警察署みやま庁舎（みやま市瀬高町下庄501番地4）

交通機動隊運転訓練場（飯塚市仁保23番地21）

ウ 東警察署（福岡市東区箱崎七丁目8番2号）

粕屋警察署（糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1）

春日警察署（春日市原町三丁目1番地21）

筑紫野警察署（筑紫野市上古賀一丁目1番1号）

朝倉警察署（朝倉市甘木225番地1）

博多臨港警察署（福岡市博多区石城町9番18号）

八幡東警察署（北九州市八幡東区大谷一丁目1番1号）

戸畑警察署（北九州市戸畑区汐井町2番1号）

門司警察署（北九州市門司区西海岸二丁目3番13号）

田川警察署（田川市平松町3番36号）

柳川警察署（柳川市三橋町今古賀53番地1）

大牟田警察署（大牟田市不知火町三丁目8番地）

交通機動隊（糟屋郡篠栗町大字田中300番地1）

エ 中央警察署（福岡市中央区天神一丁目3番33号）

博多警察署（福岡市博多区博多駅前二丁目8番24号）

南警察署（福岡市南区塩原二丁目3番1号）

早良警察署（福岡市早良区百道一丁目5番15号）

西警察署（福岡市西区今宿西一丁目14番10号）

小倉北警察署（北九州市小倉北区大門一丁目6番19号）

小倉南警察署（北九州市小倉南区若園五丁目1番6号）

八幡西警察署（北九州市八幡西区東王子町2番1号）

若松警察署（北九州市若松区くきのうみ中央1番1号）

飯塚警察署（飯塚市柏の森159番地26）

直方警察署（直方市殿町5番31号）

久留米警察署（久留米市東櫛原町1002番地2）

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」に定める資格を得ている者（令和元年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、別途なされる政府調達案件の資格公告に定める期間までに次の部局へ提出すること。

・ 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5第2項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和2年2月10日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

- 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13（サービス業種その他）-11（その他）で、「AA」の等級に格付けされている者
- 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の登録を受けている者
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管

- 達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者
- 5 当該契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県警察本部会計課調度係  
〒812-8576 福岡県福岡市博多区東公園7番7号  
(電話番号)092-641-4141(内線2236・2233)
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 交付場所  
5の部局とする。
- (2) 交付期間  
令和元年12月20日(金曜日)から令和2年2月7日(金曜日)までの毎日(ただし福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)に規定する休日(以下、「県の休日」という。))を除く。)、午前9時00分から午後5時45分までとする。
- 8 仕様等に対する質疑応答  
仕様等に対する質問は、質問書を次の受付場所へ持参又は郵送(受付期間内必着)して行うものとする。また、質問に対する回答は、福岡県警察のホームページに掲載し、また閲覧に供する。
- (1) 受付場所  
5の部局とする。
- (2) 受付期間  
令和元年12月20日(金曜日)から令和2年1月20日(月曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までとする。
- (3) ホームページ掲載期間  
原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から令和2年2月7日(金曜日)午後5時45分まで。
- (4) 閲覧場所

- 福岡県警察本部会計課
- (5) 閲覧期間  
原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から令和2年2月7日(金曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までとする。
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所、提出期限、提出方法及び注意事項
- (1) 提出場所  
5の部局とする。
- (2) 提出期限  
令和2年2月10日(月曜日)午後5時45分
- (3) 提出方法  
持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)で行う。
- 11 開札の場所及び日時
- (1) 場所  
福岡県警察本部地下1階入札室  
福岡市博多区東公園7番7号
- (2) 日時  
ア 令和2年2月12日(水曜日)午後1時30分  
イ 令和2年2月12日(水曜日)午後2時30分  
ウ 令和2年2月13日(木曜日)午後1時30分  
エ 令和2年2月13日(木曜日)午後2時30分
- 12 落札者が不在の場合の措置  
開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。



## 13 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札内訳書の積算が誤った入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

## 15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立については、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合は、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。

(6) その他、詳細は入札説明書による。

## 17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

ア Electricity to use in eight office buildings, Fukuoka Prefectural Police.

イ Electricity to use in thirteen office buildings, Fukuoka Prefectural Police.

ウ Electricity to use in thirteen office buildings, Fukuoka Prefectural Police.



エ Electricity to use in twelve office buildings, Fukuoka Prefectural Police.

(2) Contract term:

ア From 1 May, 2020 through 30 April, 2021.

イ From 1 June, 2020 through 31 May, 2021.

ウ From 1 June, 2020 through 31 May, 2021.

エ From 1 June, 2020 through 31 May, 2021.

(3) Delivery place:Fukuoka Prefectural Police.

(4) Time limit for tender:5:45, 10 February, 2020.

(5) Contact point where Documents for tendering a bid are available:Fukuoka Prefectural Police Headquarters, 7 - 7, HigashiKoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812 - 8576, Japan. Tel:092 - 641 - 4141 (Ext 2236)

公告

解散した清算法人上城井土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
秋永 春生	築上郡築上町大字本庄333番地2
奥野 豊	築上郡築上町大字本庄1802番地
清水 道信	築上郡築上町大字本庄1648番地1
城井 浩敏	築上郡築上町大字本庄2930番地
小野 美壽雄	築上郡築上町大字本庄2049番地
田中 和敏	築上郡築上町大字本庄118番地3
中川 忠男	築上郡築上町大字本庄2164番地1
中嶋 睦夫	築上郡築上町大字櫛原640番地1
室谷 幸男	築上郡築上町大字櫛原428番地1

大嶋 秀利	築上郡築上町大字櫛原1221番地
塚本 利勝	築上郡築上町大字櫛原557番地1

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
築上郡築上町大字奈古地内	令和元年11月26日から 令和2年3月23日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区	令和元年12月9日から 令和2年2月23日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	令和元年12月3日から 令和2年3月13日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（道路3次元データ計測）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市内一円	令和元年12月5日から 令和2年3月27日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、糸島市泊土地区画整理組合設立準備会会長から次のように公共測量を実施する旨の

通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量及び現況測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糸島市泊字カヘタ、池ノ浦、ヲヲツカ、フシカ坂の各一部	令和元年12月16日から 令和2年3月31日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
糸島市沖田地区（糸島市志摩）	平成31年3月25日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

## 公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
田川郡添田町大字庄	令和元年10月31日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（3級基準点）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区	令和元年11月22日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（3級基準点）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区 北九州市戸畑区	令和元年11月22日

## 公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業（浜田地区）	平成31年2月13日

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩芥屋202番

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市西区横浜二丁目13番21-101号

曾田 考志

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

## 1 処分をした日

令和元年12月16日

## 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社三原産業	久留米市北野町中3085	三原 次雄	平成31年2月12日 福岡県知事許可（特-30） 第66639号

## 3 処分の内容

土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事、塗装工事、水道施設工事及び解体工事に係る特定建設業の許可の取り消し

## 4 処分の原因となった事実

株式会社三原産業及び代表取締役三原次雄は、建設業法第47条第1項第3号及び同法第53条第1号に該当するとして令和元年11月8日に、久留米簡易裁判所からそれぞれ罰金50万円の判決を受け、その刑が確定している。

このことは、同法第29条第1項第2号及び第5号に該当する。"

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和元年12月20日

福岡県知事 小川 洋

## 1 処分をした年月日

令和元年12月13日

## 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
----	------------	--------	------

株式会社別府土建	朝倉市柿原310	別府 透	平成28年1月11日・平成28年12月2日 福岡県知事許可（般-28） 第29062号
----------	----------	------	---

## 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

## (1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係る営業

(注) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）

別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

## (2) 停止期間

令和元年12月27日から令和2年1月2日までの7日間

## 4 処分の原因となった事実

株式会社別府土建は、県発注工事の鬼ヶ城川3災害関連緊急砂防工事において、異なる下請契約額を記載した虚偽の施工体系図の作成を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

## 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第290号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和元年12月20日

福岡県公安委員会

## 1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

## 2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
令和2年3月24日(火)	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
令和2年3月25日(水)		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

### 3 受検定員

各検定15名

### 4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

### 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

### 6 学科試験及び実技試験

#### (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### (2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

### 7 検定申請手続等

#### (1) 事前（電話）受付期間

令和2年2月17日（月）から同年2月19日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

#### (2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

#### (3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

#### (4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

#### (5) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

#### (6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員



に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

#### 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

#### 9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。